平成２１年（フ）第８０号
山口市道場門前２丁目９番２号　レトア門前101号
破産者　梅谷　義郎
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１１７号
宮崎県日向市大字富高7077番地１
破産者　海野　澄子
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第１４７号
秋田県大仙市美原町５番14―５号　コーポミハラ２―２
破産者　髙橋　文樹
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第３２４号
北海道二海郡八雲町住初町164番地の25、開始決定時の住所北海道北斗市七重浜３丁目16番22号
破産者　水島　　茂
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第６３８号
函館市富岡町１丁目20番19号
破産者　長尾　　亨
1　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
2　一般調査期日　平成22年５月28日午前11時
平成22年３月15日　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５６２号
北海道北斗市本町２丁目６番14号、開始決定時の住所表示北海道北斗市本町233番地の６
破産者　東　八州男
1　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
2　一般調査期日　平成22年６月17日午前11時
平成22年３月15日　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第９７７１号
大阪市旭区大宮４丁目８―９　レオパレスＣＯＡＸ407号室、住民票上の住所福井県鯖江市小黒町２丁目２番９号
破産者　熊谷　文伸
1　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
2　一般調査期日　平成22年５月17日午後３時30分
平成22年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
滋賀県伊香郡西浅井町大字大浦1823、住民票上の住所大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ70―101号
破産者　三村　　智
1　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
2　一般調査期日　平成22年６月14日午後３時30分
平成22年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９号
大阪府泉南郡熊取町紺屋１丁目３番13号
破産者　髙田（佐）織布工場こと　髙田　佐平
1　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
2　一般調査期日　平成22年６月８日午後１時30分
平成22年３月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７１号
大阪府泉佐野市泉ケ丘２丁目１番15―201号、前住所大阪府泉佐野市南中安松1119番地の１―712
破産者　藤井大滿榮
1　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
2　一般調査期日　平成22年５月25日午後２時
平成22年３月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
宮崎市堀川町13番地１　ベルトピア宮崎７―507号、前住所宮崎県串間市大字西方4174番地１
破産者　瀬口　秀人
1　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
2　一般調査期日　平成22年５月25日午前10時
平成22年３月12日　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９２８号
大阪市中央区南船場２丁目12番10号
破産者　株式会社オージェイ
1　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
2　一般調査期日　平成22年６月10日午後４時
平成22年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第３９０号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋５丁目57番地
破産者　伊藤　正浩
特別調査期日　平成22年４月８日午前10時50分
平成22年３月15日　岐阜地方裁判所

破産管財人変更

平成２１年（フ）第１８５号
札幌市白石区菊水２条２丁目１番４―706号　武田千佳子方、住民票上の住所北海道岩内郡岩内町字東山20番地の３
破産者　山戸　勝晴
破産管財人　柴田　誠一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　伊東　　浩
平成22年３月11日　札幌地方裁判所小樽支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１２９号
山口県山陽小野田市大字東高泊1915番地の15
破産者　株式会社オーパーツ
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年３月15日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１号
愛媛県松山市竹原町１丁目７番地１
清算株式会社　株式会社サプライえひめ
代表清算人　二神　一誠
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１０００５号
宮城県岩沼市押分字須加原132番４号
清算株式会社　角弘三協サッシ株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（ヒ）第２１２４号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目14番９号
清算株式会社　株式会社ナチュラルステーション
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２号
熊本市若葉１丁目３番19号
清算株式会社　株式会社暖彩
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第３号
熊本市飛田２丁目12番30号
清算株式会社　株式会社ライツガラージュ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部